

「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書」締結式について

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

協定書締結式

- 1 日時 平成26年2月14日（金曜日）午後2時00分から2時15分
- 2 場所 三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者 （一社）三重県清掃事業連合会 会長 かたの のりゆき 片野 宣之 ほか4名
三重県知事、廃棄物対策局長

【式次第】

- 1 開会
- 2 知事挨拶
- 3 連合会挨拶
- 4 協定書署名
- 5 閉会

（一社）三重県清掃事業連合会とは

（一社）全国清掃事業連合会の下部組織として、三重県内の廃棄物処理業関係者有志によって、平成20年4月に設立され、平成25年4月1日に一般社団法人化されました。

趣 旨

本協定は、災害廃棄物の迅速な処理が復旧・復興には不可欠であるということから、大規模災害により、市町の処理能力を超える大量の災害廃棄物が発生した場合に、県からの要請により、廃棄物等の「撤去」、「収集・運搬」、「処理・処分」に関して、民間事業者のみなさまにご協力いただき、適正かつ円滑に処理を行うことを目的としています。

応援の内容

この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

この協定における「応援」とは、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に關する次に掲げる事項をいう。

- 災害廃棄物の処理等に必要な施設、機材、物資等の提供
- 災害廃棄物の処理等に係る職員の派遣
- その他、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項

参考 応援協定の締結状況

三重県災害等廃棄物処理応援協定（市町、県）	平成16年10月29日締結
災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定（三重県環境整備事業協同組合、県）	平成16年 3月30日締結
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（（一社）三重県産業廃棄物協会、県）	平成16年 4月28日締結
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定（（一財）三重県環境保全事業団、県）	平成16年10月15日締結